

記入に当たっての注意事項

名義	申立人・相手方名義に分けて記載して下さい。
	共有物件については、持分ごとに記載して下さい。
基準時	対象財産確定の基準時は、一般的に別居時です。
	別の基準時を主張する場合でも、別居時の財産リストは作成して下さい。
不動産の価格	一般的には、不動産業者の見積書等で立証します。直近の評価時点での価格を記載して下さい。
預貯金の残高	別居時点での残高を記載して下さい。
保険	別居時点での解約返戻金額(保険会社に照会しておいて下さい)を記載してください。
負債	別居時点での残高(借入先に照会しておいて下さい。)を記入して下さい。
財産分与の寄与割合	実務では、一般的に家事労働の場合でも寄与度 50%で行っています。財産形成に特別に寄与したと主張される場合にはその旨を具体的に主張して下さい。
	この前を取ると、財産分与額は、下記の計算式で算出されます。
	財産分与額=(相手方名義資産+申立人名義資産)-(相手方名義の負債+申立人名義の負債)÷2
	実務では、負の財産分与は認めていないため、上記がマイナスの場合には、財産分与額は0となります。
争点整理表	特有財産の主張、財産の存否についての争いなどあるときは、別以後記書式による争点整理表(財産分与ひな形(その 1)と同じ)を作成して頂くと分かりやすくなります。

婚姻関係財産一覧表

相手名義の資産・負債(基準日平成 年 月 日)

番号	項目		金額	証拠
1	不動産			
1-1	(不動産を記載)		時価額を記載	証拠番号を引用
1-2				
2	預貯金			
	銀行・支店	種目・口座番号		
2-1	(銀行支店名を記載)	(預金の種類・口座番号を記載)	(基準時の残高)	
2-2				
3	生命保険			
	種別・証券番号			
3-1	(保険会社名)	(保険の種類・証券番号)	基準時の解約返戻金相当	
3-2				
4	負債			
	金融機関名	説明		
4-1	(金融機関名)	(住宅ローンについては、不動産との関連を明記)	(マイナス記号を付けて)	
4-2				
合計				

婚姻関係財産一覧表

申立人名義の資産・負債(基準日平成 年 月 日)

番号	項目		金額	証拠
1	不動産			
1-1	(不動産を記載)		時価額を記載	証拠番号を引用
1-2				
2	預貯金			
	銀行・支店	種目・口座番号		
2-1	(銀行支店名を記載)	(預金の種類・口座番号を記載)	(基準時の残高)	
2-2				
3	生命保険			
	種別・証券番号			
3-1	(保険会社名)	(保険の種類・証券番号)	基準時の解約返戻金相当	
3-2				
4	負債			
	金融機関名	説明		
4-1	(金融機関名)	(住宅ローンについては、不動産との関連を明記)	(マイナス記号を付けて)	
4-2				
合計				

※ 算出方法

財産分与額=(相手方名義資産+申立人名義資産)-(相手方名義の負債+申立人名義の負債)÷2

財産分与のひな形(その1)

	対象財産	申立人の主張	相手方の主張	関係証拠
1	〇〇所在の土地(甲3)。 申立人及び相手方持ち 分2分の1・別紙物件目 録1	申立人が購入資金の大半 をその特有財産で賄った から、申立人に全部が分 与されるべきである。評 価額は、不動産競売業者 の査定(甲5)で〇〇万円 である。	財産分与の対象である。相 手方が子どもらと居住し ており、離婚後の生活に必 要であるから、相手方に分 与されるべきである。不動 産評価額は、不動産競売業 者の査定(乙5)で〇〇万 円である。	甲3、甲5、乙 5
2	〇〇所在の建物(甲4)。 申立人及び相手方持ち 分2分の1・別紙物件目 録2	同上 評価額は、不動産販売業 者の査定(甲6)で〇〇万 円である。	同上 評価額は、不動産販売業者 の査定(乙6)で〇〇万円 である。	甲4、甲6、乙 6
3	申立人名義の〇〇銀行 〇〇支店の普通預金	財産分与の対象である。 基準日で〇〇万円であ る。	財産分与の対象である。 基準日で〇〇万円である。	甲7
4	申立人名義の郵便預金	財産分与の対象である。 基準日で〇〇万円であ る。	財産分与の対象である。 基準日で〇〇万円である。	甲8
5	申立人名義の信託銀行 の預金	相続財産であることから 特有財産である。	財産分与の対象である。相 続から〇〇年以上経過し ており財産分与とされる べきである。	甲9
6	相手方名義の社内預金	全額財産分与の対象であ る。婚姻前において相手 方が形成したという証拠 はない。基準日は〇〇万 円である。	財産分与の対象となるの は、平成〇〇年〇〇月現在 の残高は〇〇万円のうち、 〇〇万円である。残りは、 婚姻まで相手方が社内預 金をしたものである。(乙 9参照)	甲10
7	相手方名義の郵便預金	全額財産分与の対象であ る。申立人主張の基準日 以前に形成されている。 基準日で〇〇万円であ	別居後に形成したもので あるから、財産分与の対象 ではない。	乙12

		る。		
8	申立人名義の〇〇生命・個人年金保険	全額財産分与の対象である。解約返戻金は〇〇万円である。(甲 10)	財産分与の対象である。	甲 10
9	株式会社〇〇名義の〇〇生命保険終身保険解約返戻金	契約者・受取人ともに法人名義であり、財産分与の対象ではない。	財産分与の対象である。株式会社〇〇の出資者は申立人だけであり、同社名義の資産は全部申立人の個人資産であるから財産分与の対象となる。解約返戻金は〇〇万円である。	乙 15、乙 17